

令和7年第12回

農業委員会総会議事録

- ・開催日 令和7年12月25日
- ・会場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和7年12月25日(木)

午後2時

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議事

- 1) 報告第 56 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 57 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 58 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 59 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 60 号 農地法第5条第1項第6号目的の買受適格証明願に対する専決処分について
- 6) 議案第 66 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7) 議案第 67 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 8) 議案第 68 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 9) 議案第 69 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 70 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

5. 閉会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和7年12月25日		開会場所	深谷市役所大会議室					
開閉の日時	開会	令和7年12月25日(木) 午後2時00分							
	閉会	令和7年12月25日(木) 午後3時10分							
議長	会長 福島 明								
委 員 出 席 状 況									
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠				
1	大澤 正	出	21	安藤 巳喜夫	欠				
2	荻野 信義	出	22	栗田 宣雄	出				
3	矢神 勝彦	出	23	田村 恵司	出				
4	小林 郁子	出	24	福島 明	出				
5	木村 かつ江	出	1	小内 忠	欠				
6	柴崎 信幸	出	2	森田 亨	出				
7	石川 野理子	出	3	堀口 廣	出				
8	大須賀 節子	出	4	武井 清一郎	出				
9	富田 千恵子	出	5	条原 健治	欠				
10	須藤 浩一	出	6	橋本 繁穂	出				
11	松嶋 多喜男	出	7	高野 政明	出				
12	新井 美津子	出	8	瀧澤 正明	出				
13	高田 次郎	出	9	望月 勇	出				
14	加藤 延宏	出	10	梁瀬 和彦	出				
15	持田 一吉	出	11	久保 喜信	出				
16	大澤 慶三	出	12	黒澤 清	欠				
17	馬場 實	出	13	吉田 裕治	出				
18	須藤 一男	出	14	馬場 詔二	出				
19	蛭川 一郎	出	15	吉野 勝男	出				
20	福地 伸夫	出	16	笹井 孝	出				
説明者	事務局長	中島 隆							
	事務局次長	梶山 光昌							
	局長補佐	笠原 正史							
	農地係長	関根 克己							
	主査	磯貝 益生							
	主任	田嶋 晃							
	主任	田沼 清良							
	主任	小川 武尊							
参 与	農業振興課 係長	福島 芳宏							

会議件名		てん末	
議進行状況	開会	事務局次長	それでは、令和7年第12回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局次長	はじめに、本日の委員の出欠状況をご報告いたします。 農業委員24名中、23名の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、16名中13名の出席となっておりますことを併せてご報告いたします。
	議長の選出	事務局次長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、ここからは福島会長にお願いいたします。
	議事録署名人の指名	議長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。議席番号16番 大澤 慶三委員、議席番号17番馬場 實委員、以上2名を指名いたします。よろしくお願いいいたします。
	報告事項について	議長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 最初に、報告第56号、及び、報告第58から60号については、「深谷市農業委員会事務専決規程」により、専決処分を行っていることから、事務局からの説明については省略させていただきます。 なお、議案書の5ページ、報告第57号の「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、一部斡旋の希望があるため、事務局からの説明を求めます。
		事務局	はい、それでは、報告第57号「農地法第3条の3、第1項の規定による届出に対する専決処分について」説明いたします。 【報告第57号について概要を説明】
		事務局	説明につきましては以上でございます。
		議長	只今、事務局より斡旋に関する説明がありましたか、何か質疑等ございますか。 質疑が無いようであれば、この斡旋に対する案件につきましては、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましてはお借りしていただける方をご存じでしたら事務局までお知らせ願います。
	議案第66号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議長	次に、議案書の25ページ、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	はい、それでは、議案書25ページ、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明いたします。

会議件名	てん末	
会議進行状況	事務局	【議案第66号について概要を説明】 「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
	議長	次に整理番号1番の案件につきましては、新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。 堀口 廣委員、お願ひします。
	堀口委員	整理番号1番の譲受人の新規就農について、ご報告いたします。 12月15日に、私及び糸原推進委員、及び事務局職員で、ヒアリングを行いました。 譲受人は、出身地である長野県で、20～30年ほど家庭菜園の経験があります。また、深谷市内でも、今年2月に申請地の近くの農地を取得しており、そこで収穫したものを、申請者の子が市内で経営する放課後デイサービスで提供しています。今後も、収穫物をその施設に提供するほか、利用者を対象に、農作業体験などを実施できたら、と考えているとのことです。 申請者もその施設の手伝いを行っていますが、仕事は主に午後からとなるため、午前中を農作業に充てています。 申請者は高齢ですが、申請者の子2人が農作業を手伝うと申し出しており、申請者に何かあった際は、その2人が引き継いで農地の管理を行うとのことでございます。 農機具は、軽トラック、耕耘機、防除機、刈払機をすでに所有しています。 本件については、申請者は十分な農作業経験があり、人手や道具も十分で、収穫物の行先も決まっていることから、農地の取得について特段問題はないものと考えます。
	議長	堀口委員、ありがとうございました。 それでは、本議案の審議に移りますが、整理番号5番については○○委員に係る案件となっておりますので、一時退室を求めます。 (○○委員、退室)
	議長	それでは、整理番号5番について審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
	議長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 ○○委員、入室してください。 (○○委員、入室)
	議長	それでは、次に、それ以外の案件を一括して審議いたします。質疑はございますか。

	会議件名	てん末	
会議		議長	(委員より「質疑なし」との声) 質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
		議長	(挙手全員) 挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
進行状況	議案第67号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議長	次に、議案書の29ページ、議案第67号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明させていただきます。 議案書29ページ及び別添の総会議案資料の3ページを併せてご確認下さい。 議案第67号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。
		事務局	【議案第67号について概要を説明】 農地法第4条の許可申請承認につきましては以上4件です。 ご審議のほど、お願い申し上げます。
		議長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
		議長	(委員より「質疑なし」との声)
		議長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
		議長	(挙手全員)
		議長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
状況	議案第68号 「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」	議長	次に、議案書の31ページ、議案第68号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
		事務局	引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 議案書31ページをご覧ください。議案第68号「農地法第5条第1項の規定による許可の取り消し願いについて」であります。
		事務局	【議案第68号について概要を説明】 農地法第5条第1項の規定による許可の取り消し願いにつきましては以上1件です。ご審議の程、お願い申し上げます。

会議件名		てん末	
会議		議長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の举手を求めます。 (举手全員)
		議長	举手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
進行状況		議長	次に、議案書の33ページ、議案第69号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		事務局	事務局よりご説明申し上げます。 議案書33ページ及び別添総会議案資料5ページと併せてご確認ください。
		【議案第69号について概要を説明】	
		事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請承認につきましては以上11件です。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
		議長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議長	質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の举手を求めます。 (举手全員)
		議長	举手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
		議長	次に、議案書の39ページ、議案第70号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題とします。農業振興課より説明を求めます。
状況		農業振興課	議案書39ページ、議案第70号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農業振興課より説明させていただきます。 【議案第70号について概要を説明】
		農業振興課	以上、説明とさせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会議件名	てん末	
会議進行状況	議長	次に番号の145番から159番につきましては、新規就農に関する案件となりますので、委員より意見を伺います。 蛭川一郎委員、お願ひいたします。
	蛭川委員	番号145番から159番の借受人の新規就農について、報告いたします。 11月25日に、私と福島会長、大澤会長職務代理者、高野推進委員、農業委員会事務局職員、農業振興課職員でヒアリングを行いました。 借受人は法人で、「A.ソリューション(株)」になります。遊休農地判定を受けている農地を、農地中間管理事業で借受け、農業に新規参入するとのことです。また、関連会社の別事業人材派遣業において、すでに市内農家との関係は築けており、今後農業の助言等を受けられるとのことです。 今後の労働力について、10年以上の農業経験者の管理者を中心に、派遣社員も活用して労働力を確保する方針です。 作物については、まずは慣行栽培で、ねぎを予定しています。また、遊休農地を解消した農地から土壤分析をし、その農地に適した作物を栽培する計画があります。ブロッコリーなどの作目を増やしていくとのことです。 基本装備の所有は、現在ありませんが、管理機などを徐々に増加させながら営農を進める予定です。 販路は、JAや市場への出荷を見込んでおり、今後作目を拡大し、出荷先の開拓にも力を入れたいとのことです。 以上のことから、遊休農地の解消に寄与し、農家から助言等の指導が継続的に受けられる見込みがあるため、今回の就農については、問題ないものと考えます。 報告は、以上となります。
	議長	蛭川委員、ありがとうございました。 次に審議に移りますが、番号の219番につきましては○○委員、番号の673番、693番につきましては○○委員、番号の724番から727番につきましては○○委員に係る案件となっております。 審議にあたっては、それぞれ個別に審議を行い、最後にそれ以外の案件を一括して審議いたしますので、宜しくお願ひいたします。 なお、該当する委員につきましては、関係する案件の審議に加わることはできませんので、ご承知おき願います。 最初に番号の219番について審議いたします。○○委員の一時退室を求めます。
		(○○委員、退室)
	議長	それでは最初に、219番について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
		(委員より「質疑なし」との声)
	議長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の举手を求めます。
		(举手全員)
	議長	举手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 ○○委員、入室してください。

会議件名		てん末
会議進行状況	議長	(〇〇委員、入室) 続いて番号の673番、693番について審議いたします。〇〇委員の一時退室を求めます。
	議長	(〇〇委員、退室)
	議長	それでは、番号の673番、693番について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
		(委員より「質疑なし」との声)
	議長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の举手を求めます。
		(举手全員)
	議長	举手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 〇〇委員、入室してください。
		(〇〇委員、入室)
	議長	次に、番号の724番から727番について審議いたします。〇〇委員の一時退室を求めます。
		(〇〇委員、退室)
	議長	それでは、番号の724番から727番について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。
		(委員より「質疑なし」との声)
	議長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の举手を求めます。
		(举手全員)
	議長	举手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 〇〇委員、入室してください。
		(〇〇委員、入室)
	議長	それでは最後に、それ以外の案件について、一括して審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。
		(委員より「質疑なし」との声)
	議長	それでは最後に、それ以外の案件について、一括して審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。
		(委員より「質疑なし」との声)

会議件名	てん末	
会議進行状況	議長	質疑が無いようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手多数と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。 以上をもちまして、本委員会に上程されました議案に関する審議は全て終了いたしました。これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
閉会	事務局長	以上をもちまして、令和7年第12回深谷市農業委員会総会を閉会いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和7年12月25日

議長 福島 明

署名委員 大澤 慶三

署名委員 馬場 實